

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	平成26年7月30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本郵便株式会社 代表取締役社長 高橋 亨 電話 03-3504-4401	

主たる業種	郵便局事業					<input type="checkbox"/> 細分類番号 8  6  1  1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					<input type="checkbox"/> 第二条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第二条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第二条第1項第4号	
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	日本郵便株式会社の事業活動に伴って発生する温室効果ガス発生量を平成22年度排出量を基準に、3年平均で3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	郵便局長は定められた「省エネルギー実施手続」に基づき、自局における省エネルギーの推進を図り、数値目標の達成に取組む。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	11.144.3トン	4,057.8トン	14,179.9トン	14,075.4トン	-3.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11.144.3トン	4,057.8トン	14,179.9トン	14,075.4トン	-3.4 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠		省エネルギー法で提示されているエネルギー消費原単位を中長期的にみて、3%以上削減するという目標に準じて設定。				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (ガソリン使用量×走行距離×100)	6.07	5.95	5.89	5.83	-3.28 パーセント
	郵便局事業	事業活動に伴う排出の量 (延床面積(km <sup>2</sup> ))	53.08	51.44	51.44	51.44	-3.20 パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠		①燃費の良い車両を導入、更改することにより、25年度の走行距離原単位あたりのガソリン使用量を3%以上削減する。 ②原単位あたりの排出量の基準は京都府内全体の延床面積で除したものとした。				
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	15.0 パーセント	70.0 パーセント	70.0 パーセント	75.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		総電気使用量を対基準年度で(22年度)年平均3%以上削減する。				
	(24)年度		総電気使用量を対基準年度で(22年度)年平均3%以上削減する。				
	(25)年度		総電気使用量を対基準年度で(22年度)年平均3%以上削減する。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		措置しない				
	上記の措置を採用する理由		通勤利用できる公共の交通機関がない郵便局が多数あるため				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	府内産の木材の利用によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①京都中央郵便局と福知山郵便局において使用済みインクカートリッジの回収を行い、インクカートリッジの再資源化、環境保全施策の促進を行う。 ②京都中央郵便局においてペットボトルキャップ回収を行い、エコキャップ推進活動に貢献している。						
特記事項	・基準年度設定については、平成22年度の排出量が平成23年6月末に当社全体の数値が確定し、異常値等の修正見直しがあったことから、基準年度を平成22年度実績数値とした。 ・輸送車両排出区分の積算誤りにより温室効果ガスの排出の量を変更。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。